

令和7年4月16日

飼料添加物の指定の手引き（化学物質編）第1.11.2版の改訂について （報告）

1 背景

- （1）農業資材審議会が審議に際し用いる指標となる飼料添加物の評価基準については、「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成14年3月16日付け4畜A第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知。以下「評価基準」という。）により定められている。
- （2）審議が評価基準に沿って円滑に適切に行われるためには、事業者から、審議に必要な資料（抄録等）が必要十分に提出されることが不可欠であることから、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課では、評価基準に沿って、資料（特に抄録）の作成方法や注意点について解説した「飼料添加物の指定の手引き」を作成し、公表している。
- （3）今回、以下のとおり本手引きを改訂する。

2 主要な改訂事項について

- （1）18-19頁「1 起源または発見の経緯、外国での飼料添加物としての許可状況及び使用状況等」の参考について

18-19頁においては、外国における許可状況及び使用状況等の記載方法を説明している。

先般、農業資材審議会における審議・答申後、外国における再評価に用いられた資料の一部が当該審議会に提出されていなかったことが発覚し、再審議を行う必要が生じた事案があった。

このことを踏まえ、改善のため次について追記する。

- ・抄録等の提出に当たり、事業者は、外国での評価等に用いられた資料を全て事務局に提出すること。
- ・農業資材審議会における審議が終了した後であっても、当該物質の効果や安全性に関わる新たな知見が得られたとの情報（例：EFSAにおける再評価で、対象家畜の範囲が縮小されることとされた等）を得た場合には、事務局にその情報を報告すること。

- （2）51頁「（エ）変異原性試験」について

51頁（エ）変異原性試験においては、復帰突然変異試験及び染色体異常試験を行うにあたり、製造を予定する製品を用いることとしている。この

ことについて、指定を要望される物質の種類や純度等によっては、必ずしも製造を予定する製品である必要はないと飼料添加物効果・安全性小委員会で判断された事案があった。

このことを踏まえ、当該試験においては、原則として製造を予定する製品を用いることとする記載に変更する。

なお、改訂にあたってはその他表記ゆれ等の軽微な修正を行う。